黒部市の財政健全化判断比率などをお知らせします

平成19年6月に公布された自治体財政健全化法により、市には財政健全化に関する比率の公表が義務付けられています。市の財政状況等を市民の皆さんにご理解をいただくため、法律の概要と市の平成23年度決算における健全化判断比率をお知らせいたします。

財政健全化法とは？

地方公共団体に4つの健全化判断比率を算出させ、その数値を国が定める判断基準と比較することによって、各地方団体の財政状況を把握させることを定めています。

市の健全化判断比率とそれぞれの判断基準

比率名	指標の概要	早期健全化基準値	財政再生基準値	H23年度本市比率
実質赤字比率	当該年度の標準的な一般財源規模(※1)に対する赤字の比率(※2)	13．04%	20．00%	―(※3)
連結実質赤字比率	当該年度の標準的な一般財源規模に対する赤字の比率(※4)	18．04%	40．00%	―(※3)
実質公債費比率(3ヵ年平均)	当該年度の標準的な一般財源規模に対する償還した公債費(※5)の比率	25．0%	35．0%	19．5%
将来負担比率	当該年度の標準的な一般財源規模に対する将来負担する可能性のある負債(※6)の比率	350．0%	―	113．7%

早期健全化基準　→　4指標のうち1つでも判断基準を超えると「財政健全化計画」を策定し、計画的財政健全化を目指します。

財政再生基準　→　3指標のうち1つでもこの判断基準を超えてしまうと、大幅な起債制限(新たな借入の制限)を受けます。

各基準の数値　→　早期健全化基準のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率については、各自治体の財政規模に応じて算出されたものです。

※ 1．平成23年度における黒部市の標準的な一般財源の額は12，120，346千円
※ 2．「赤字」は一般会計等の範囲
※ 3．平成23年度比率の「―」は、対象会計の範囲内合計で赤字とならないため
※ 4．「赤字」は一般会計と特別会計の範囲
※ 5．「公債費」は上記4と一部事務組合や債務負担行為に対する負担を含めた範囲
※ 6．「負債」は上記5を地方公社・第3セクター会計を含めた範囲

資金不足比率

会　計　名	経営健全化基準	H23年度 本市比率
病院事業会計	20．0%	―
水道事業会計	20．0%	―
下水道事業会計	20．0%	―
簡易水道事業特別会計	20．0%	―
新川広域圏老人保養センター事業特別会計	20．0%	―
地域開発事業特別会計	20．0%	―
発電事業特別会計	20．0%	―

※各事業会計において資金不足額がないので、資金不足比率は算定されません。